

西予市公告第6号

西予市地域づくり活動センター推進計画（改訂案）に関する パブリックコメントの実施結果について

西予市パブリックコメント制度実施要綱(平成19年西予市告示第112号)第7条第2項の規定により、西予市地域づくり活動センター推進計画（改訂案）のパブリックコメントの結果について下記のとおり公表いたします。

令和8年2月6日

西予市長 管 家 一 夫

記

1 意見募集の概要

(1) 意見募集を行った案件

西予市地域づくり活動センター推進計画（改訂案）

(2) 意見募集の実施期間

令和7年11月20日（木）から令和7年12月26日（金）午後5時15分
まで

(3) 縦覧場所

市ホームページ、まちづくり推進課、市民課横窓口カウンター、各支所
地域生活課、各地域づくり活動センター

(4) 意見提出方法

郵送・ファックス・電子メール・直接書面提出・Web回答

2 募集結果

(1) 意見の提出者数及び提出方法

意見提出者数	4名
郵送	0名
ファックス	0名
電子メール	1名
直接書面提出	1名
Web回答	2名

※上記以外、期限を過ぎての提出による無効2名。

(2) 意見等の概要及び市の考え

番号	意見等の概要（原文）	市の考え
1	<p>4 人材配置について</p> <p>指揮命令系統の適法性と「偽装請負」リスクの回避について（12～14ページ関連） 計画案では、市が雇用する「センター長」と、地域組織が雇用する「地域任用職員」が同一拠点で勤務し、センター長が職員へ指示・監督を行う構造となっています。しかし、労働法制上、雇用関係にない者（市職員）が他者の労働者（地域職員）に直接指揮命令を行うことは、職業安定法第44条および労働者派遣法に抵触する「偽装請負」とみなされるリスクが極めて高い構造です。「連携・協働」という言葉で法的な指揮命令関係を曖昧にしたままでは、将来的なコンプライアンス違反や労働争議を招きます。</p> <p>センター長が地域任用職員に業務指示を行うことの法的根拠（指揮命令権の所在）を明確に示してください。法的リスクを完全に回避するため、市が事務局職員を直接雇用するか、あるいは適法な労働者派遣契約を締結する形態へ修正することを求めます。</p>	<p>市が任用する「センター長」と、地域づくり組織が雇用する「地域任用職員」が同一拠点で勤務する構造となっておりますが、地域任用職員は地域が雇用した職員で行政上の身分を有しておりません。センター長を含めたセンター職員が地域任用職員と連携・協働した体制の構築を進めますが、センター職員が地域任用職員へ指示・監督を行うことはありません。</p>
2	<p>4 人材配置について</p> <p>センター長の勤務条件と責務の不均衡について（12ページ関連）</p> <p>計画案では、センター長の勤務時間を原則「週10時間」としてありますが、担うべき業務は行政窓口、防災拠点運営、地域福祉の調整など多岐にわたり、夜間・休日の対応も不可避な「常勤的な責務」です。これだけの重責に対し、週10時間というパートタイム契約は実態と乖離しており、「やりがいの搾取（サービス残業の常態化）」や「官製ワーキングプア」を生み出す温床となりかねません。</p> <p>センター長の業務量に見合った適正な勤務時間（フルタイム化など）と、夜間・休日業務に対する割増賃金等の予算措置がどのようになされているか、具体的な積算根拠を計画に明記してください。</p>	<p>計画書に記載のとおり、センター長の勤務時間については、原則「週10時間」としてありますが、地域の実情に応じて、「週5時間」「週15時間」勤務も可能としております。</p> <p>また、夜間・休日業務に対しては、勤務時間の調整や時間外手当の支給など、適切に行っているところです。</p> <p>積算根拠の計画書への明記については、ご意見として参考にさせていただきます。</p>
3	<p>9 計画の推進（財源）について</p> <p>人件費の財源としての「ふるさと納税」の不適切さについて（24ページ関連） 地域任用職員の給与原資（基礎型交付金）に、変動リスクの高い「ふるさと納税」を充当する計画は、雇用の安定性を著しく損なうものです。寄付額は制度変更やブームに左右される「水物」であり、これを毎月支払う義務のある「固定費（人件費）」の財源にすること自体が財政規律として危険です。</p> <p>ふるさと納税の寄付額が減少した場合でも、市が一般財源を投入して人件費分を全額保証する「財政調整（損失補填）規定」を設けることを計画に明記してください。自治体の財政リスクを、立場の弱い非正規職員の雇用不安に転嫁する構造は改めるべきです。</p>	<p>地域任用職員の人件費相当分を含む地域づくり交付金の基本的な財源については、地域振興基金となります。</p> <p>しかし、当基金には限りがあり、継続的に小規模多機能自治の推進を図るためには、新たな財源確保に努める必要があります。</p> <p>そこで、ふるさと納税の一部を充当できる地域版ふるさと納税制度を創設し、地域づくり交付金の新たな財源確保に向けた一つの手法として取り組んでいるところです。</p> <p>引き続き、継続的な小規模多機能自治の推進が図れるよう、さらなる財源確保に努めてまいります。</p> <p>財政調整規定を設けることについては、ご意見として参考にさせていただきます。</p>
4	<p>9 情報管理体制について</p> <p>異なる身分の職員が混在する環境での情報セキュリティについて（22ページ関連） センターには地方公務員法上の守秘義務が課される市職員と、民間人である地域任用職員が混在します。横須賀市等で発生した個人情報漏洩事故の教訓を踏まえれば、「規律の厳格化」という精神論では不十分です。特に、地域組織が法人格を持たない任意団体の場合、漏洩事故発生時の損害賠償能力や責任能力が担保されません。</p> <p>万が一、センター内で個人情報漏洩事故が発生した場合、地域組織だけでなく委託元である市も連帯して責任を負うことを明記してください。また、市による定期的なセキュリティ監査の実施を義務付けてください。</p>	<p>地域任用職員は、地域づくり組織との雇用契約書を締結しています。雇用契約書に雇用期間中、秘密を守る義務を負うことも記載し、その上で契約締結しておりますので、情報漏洩時の損害賠償能力や責任能力が担保されていると判断しています。</p> <p>市の連帯責任の明記、セキュリティ監査の実施の義務付けについては、ご意見として参考にさせていただきます。</p>
5	<p>p11（3）市民にとって使いやすい施設へ の部分</p> <p>変更について柔軟な対応をする項目から、「③利用料金の変更」が削除されたのはなぜでしょうか？理由が知りたいです。</p>	<p>地域の実情に応じたセンター運営を可能とするため、当計画策定時において、「①休館日の変更」「②利用時間の変更」「③利用料金の変更」について、柔軟な対応をすると明記しておりました。</p> <p>センターごとに「休館日」や「利用時間」を変更できるようにすることは、市民（地域住民）にとって利用しやすい施設運営となり</p>

番号	意見等の概要（原文）	市の考え
		<p>ますが、「利用料金」については、市内同施設で格差が生じることは公平な住民サービスとならないことから柔軟な対応は不適と判断し、削除することといたしました。</p>
6	<p>p21（5）人材育成の取り組みの部分 「センター職員及び地域任用職員への定期的な研修」とあり、大変重要だと思います。市では、どのような知識・能力・価値観を持った職員の育成が必要であると考えていますか？</p>	<p>センター職員については、センターの柱となる4つの機能「地域づくりの場」「支えあい・つながりの場」「人づくり学びの場」「行政窓口の場」を実践するために必要な知識・能力・価値観が必要であると考えます。</p> <p>また、センターに移行し、行政サービスの提供や生涯学習推進など従来の業務に加え、地域づくり組織との連携・協働を通じて、地域づくり活動を支援することが基本的な職務となりました。</p> <p>これらを鑑み、多様な課題に対応できる専門性、熱意と行動力をもった職員の育成に努めていく所存です。</p>
7	<p>P15で①休館日の変更、②利用時間の変更は、センター長が必要と認めるときは…とあります。中川地区では、微増ですが、子どもも増加しています。子どもたちに安全な居場所を提供する意味で、センター開館時間を夏休みの間だけでも18時（外が明るいので）、無理であれば曜日を決めて延長をさせていただきたいと思います。また、夏場は、クールシェアの場所にセンターを提供していただくことで、熱中症予防になるのでは？と思います。未来を担う子どもたちや高齢者の優しい地域になって欲しいと思います。</p>	<p>運営体制の見直しに伴い、令和8年4月1日から地域づくり活動センターの受付時間を8時30分から16時30分までに変更します。</p> <p>子どもたちの安全な居場所提供の必要性は認識しておりますが、ご理解ください。</p> <p>なお、センターによっては、子どもたちの居場所づくりの観点から、住民主体で放課後子ども教室や学び舎等も開催しております。自分たちの地域でどのようなことができるか話し合っただき、ご検討いただけたらと思います。</p> <p>また、市内各センターは、例年クーリングシェルターとして指定しておりますので、夏場の暑さをしのげる場としてご利用可能です。</p>
8	<p>P2の旧計画の(2)地域発「せいよ地域づくり」事業とは、の下にあった手上げ型交付金事業の分野別採択件数一覧をなぜ削除するのでしょうか。本計画が上書きされるのであれば、平成28年度～令和7年度まで、上書きではなく新たなものとして作成されるのであれば令和3年度～令和7年度までの一覧を記載すべきではないでしょうか。</p> <p>また、同項目に「着実に小規模多機能自治が推進されてきています」とありますが、その実態を正確に捉えるためにも、これまでの手上げ型交付金事業の地域づくり組織別の採択件数一覧も併せて掲示すべきと考えます。</p>	<p>地域発「せいよ地域づくり」事業の参考資料として掲載していましたが、見直しにおいて不要と判断し削除しました。</p> <p>ご意見として参考にさせていただきます。</p>
9	<p>P4（2）根拠法令・関連計画等の上位計画に第2次西予市総合計画がありますが、本計画は見直し期間が3年とのことなので、令和9年度(2027)～の第3次総合計画に触れておく必要はないでしょうか？</p>	<p>現在、第3次西予市総合計画の策定に向けて準備を進めている段階ですので、次回の本計画見直し時に見直すことといたします。</p>
10	<p>P7 ア地域づくりの場の上から6行目「またセンターでは」は「またセンターには」のほうが日本語として良いではないでしょうか。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、P7を次のとおり修正しました。</p> <p>『またセンターには、地域づくり組織の事務局機能を強化すべく…』</p>
11	<p>P7 ここでは地域が主体性をもって課題解決に取り組むためには地域づくり組織の事務局の強化、それはイコール任用職員の配置と機能の効果を書かれていますが、地域任用職員も重要ですが、地域づくり組織のあり方がまず重要ではないでしょうか。</p> <p>地域が主体となって活動するためには、地域づくり組織はどうあるべきなのか、合意形成のプロセスや情報共有が民主的で風通しがよいこと、地域に住む人を取り残さない工夫がなされることなど、地域づくり組織に不可欠な要素を記されるべきではないでしょうか。</p>	<p>地域づくり組織のあり方につきましては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>
12	<p>P7 任用職員に大きな役割を担ってもらうことが書かれていますので、「そのため、市は地域任用職員育成のための支援策を講じます」とありますが、育成の支援策のみならず、相談体制を構築することが必要ではないでしょうか。その明記をお願いしたいです。</p>	<p>地域任用職員は、地域づくり組織が雇用する職員であるため、基本的な相談先は雇用者である組織の代表者や関係者となります。そのほか、多くの地域任用職員は、市のセンター職員と同じ事務所で執務しており、センター職員に日常的な相談を行う場合もあります。</p> <p>さらに、地域づくり活動を支援するため、市職員である地域担当職</p>

番号	意見等の概要（原文）	市の考え
		<p>員を各地域に配置しており、様々な立場の方に相談が可能となっております。</p> <p>地域づくり計画書には相談体制の明記はしていませんが、地域任用職員の雇用の手引きに記載を検討します。</p>
13	<p>P7 例として挙げられているのは「地域づくり」そのものではなくそのための手段としての活動ということを押さえ、地域づくり活動の手法(例)としてはいかがでしょうか。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、P7を次のとおり修正しました。</p> <p>『地域づくり活動の手法（例）』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりにつながる活動・物販をしたい ・地域の困りごとがセンターに集まる仕組みを構築したい ・放課後の学習の場、居場所づくりとして利用したい ・コミュニティビジネスを行いたい ・地域おこし協力隊の活動拠点としたい』
14	<p>P9 生涯学習の項目において(ア)条例への明記で、旧計画には設置目的に生涯学習活動を明記するとありました。条例には設置目的に記載がなく、辻褄合わせとして業務へ明記することとしているのかもしれませんが、設置目的にあるかないかは大きく異なります。もともとは社会教育施設であった公民館の存在を矮小化せず、旧計画の通り生涯学習活動を位置付けるため、設置目的に記載すべきであり、条例の一部改正を求めます。</p>	<p>地域づくり活動センターは、人口減少社会においても持続可能な住民自治を目指し、「地域づくりの場」「支えあい・つなぎの場」「人づくり学びの場」「行政窓口の場」の4つの機能を柱として設置しております。</p> <p>この4つの機能を、西予市地域づくり活動センターの設置及び管理に関する条例の業務として明記することで、適切なセンター運営を行っているところです。また、計画書P8から11に記載のある(ア)から(ク)の取組により、社会教育を推進いたします。</p> <p>条例の一部改正については、ご意見として今後の参考にさせていただきます。</p>
15	<p>P11(2)センターでの営利活動について、以前の文章が大きく削減されていますが、地域づくり組織が公金を使って営利活動を行うことで、民業を圧迫しないための一文が必要と考えます。基本的にビジネスは独立採算型で行われるべきです。(世の中に存在する会社の存在基盤も社会貢献が基になっています。)地域づくり活動がイコール営利活動、もしくは営利活動が主になってくるのであれば、地域づくりの名目であろうとも、公共とは線を引くしくみが必要だと考えます。</p>	<p>地域づくり活動を継続していくためには、行政からの財政的支援だけに頼らず、自主自立に向けた活動を継続していくための財源確保が必要となり、その手段の一つとして営利活動があげられます。</p> <p>地域づくり活動イコール営利活動ではなく、あくまでも自主自立に向けた活動継続のための一つの手段となります。</p> <p>営利活動のあり方に関するご意見として、今後の参考にさせていただきます。</p>
16	<p>P11 施設の利用について、③利用料金の変更が削除された理由を明記してもらいたいです。センターの考え方によって、地域の実情に合わせた減免の対応などが柔軟にできた方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>意見番号5の市の考えのとおりです。</p>
17	<p>P12センター長の役割が不明瞭であると思います。今の状態では、その人の素質によってセンター長の働きに格差が生じているのではないのでしょうか。センター長が必要なのであれば、その必要性を明確にするため、役割をもう少し具体的に記していただきたいです。</p>	<p>センター長の業務については、計画書P12に記載のとおりです。</p> <p>センター長の役割等に関するご意見として参考にさせていただきます。</p>
18	<p>P12 センター主事の、多様な課題に対応できる「専門性」とは何ですか。専門性向上に向けた研修プログラムとはどういったことを指しますか。その地域に応じた課題に対して、学びたい意欲のある主事に対して研修費を支援するということですか？</p>	<p>センター主事として必要な専門性は様々ですが、一例として、地域住民や団体との円滑なやり取りや相談対応ができる「コミュニケーション能力」、イベントや講座の企画立案等の「企画・運営力」、会議やワークショップ等で意見を引き出し、合意形成を促すための「ファシリテーション能力」などがあげられます。これらの専門性向上に向けた研修プログラムを作成し、センター主事の技術向上に努めていきます。</p> <p>なお、主事に対して研修費を支援するというのではなく、上記の専門性向上に向けて、市が取り組んでいる様々な研修を強化していきます。</p>
19	<p>P13 地域任用職員の業務内容に、いろんな詳細を付け加えて「期待しています」とされていますが、それこそ「地域の実状に応じる」でかまわない部分だと感じました。どうしてこのような記載としたのでしょうか。理由の説明が必要だと感じます。</p>	<p>地域任用職員の業務内容は地域の実情に応じて様々となっておりますが、審議会において、地域任用職員がどのような業務をしているかわからないという意見をいただき、具体例を記載したものです。</p> <p>なお、理由の説明については、計画書内への記載は不要と考えます。</p>

番号	意見等の概要（原文）	市の考え
20	P13 地域担当職員について、(市職員)が削られています、市職員ではない地域担当職員が存在するということでしょうか。人数も2人以上から適切な人数と変更されていますがどういった経緯でこのようになったのか、記載すべきと考えます。	地域担当職員は当市の職員に限られており、あえて記載する必要がないと判断し削除しました。 また、人数については、地域によっては2人以上の配置が難しい現状もあることから適切な人数と変更したものです。 なお、改正の経緯については、計画書内への記載は不要と考えます。
21	P15 センター設置における基本的な考えについて、旧計画の③既存の公共施設を活用するものが削除されていますが、どういった経緯で削除されたのか、どういったことを想定しての項目削除なのか、補足として記していただけませんか。	計画書策定当初は、公民館からセンターへ移行準備を進めている最中であったことから、「①センター（組織）は、地域づくり組織を基本とした活動エリア内に一つ設置する。」「②センター（組織）は、一つの拠点とする。」「③センター（拠点）は、既存の公共施設（公民館等）を活用するものとする。」をセンター設置における基本的な考え方として記載していました。 令和5年にセンター化へ移行し、27すべての地域へセンター設置が完了したことから、③を削除しました。 なお、補足の記載は不要と考えます。
22	P19 分館制度の最後の文言「支援していきます」を「支援することとしています」にしてはどうでしょうか。	いただいた御意見を踏まえ、P19を次のとおり修正しました。 『市が責任をもって支援することとしています。』
23	P20 自治会について、「人口減少に伴い」に変えられているようですが、地域づくり組織と自治会と地域に二つの組織があることで、役割が多重化し、大きな負担になっている現実もあります。より住民に近く、密着している活動は自治会活動です。地域づくり組織やセンター化によって、自治会活動に負担が生じていることは大きく課題として捉えられるべきです。自治会が主として守ってきたものが、地域づくり活動の名の下に廃止され、目新しいことに取り組むのを地域づくりと言うのは安易です。地域づくり組織が住民の意見をどれだけ吸い上げているのか疑問です。この「自治会の既存事業を見直す機会」については、大変傲慢な文章だと感じます。センター化によって負担が生じているところがある現実を、今後分析・検証なさってくださいを求めます。	平成23年度より、「自分たちの地域を自分たちの手で」を基本理念に地域発「せいよ地域づくり」事業にて、課題解決型の住民自治を推進してきました。その活動から見えてきたことは、行政主導ではない地域主体取組が地域の原動力となっているということ、そしてその活動の多くは地域づくり活動センター（旧公民館）を拠点としていることです。それにより地域づくり活動が活発化することで、公民館の枠に納まらない地域活動が増加してきており、令和5年度からセンター化に移行したところです。 また、地域課題を解決するため、地域づくり組織と自治会は互いに連携しながら地域づくりを推進するパートナーといった関係であり、地域づくりを進めていく中で、どのような組織であるべきか、どちらがリーダーシップを示すかは、各地域の自主性を尊重すべきものであります。 自治会は「住民が主体となって、より良い地域社会をつくるための仕組み」ですが、人がいて賑わいのあった頃のまま自治活動を維持していくことに無理が生じてきており、自治会の存続も危ぶまれている現状もあります。 これらのことから、市の改革となるセンター化と併せて、地域も組織や活動の見直しをする機会としていただきたいと考え、推進計画に明記したところです。地域の人口が減少するなか、継続が難しくなっている事業や団体の組織の見直しの必要はないのか、地域にとって必要なものは何なのか、地域づくり活動を含めた自治活動について、人口減少を受け入れ、人口規模や人口構造に見合った事業の縮小や手法の見直しなど御検討いただければと思います。
24	P21 生涯学習活動の見直しについて、生涯学習には、時代や環境に応じて変化するものと、人権学習などのどれだけ変わっても揺るがないものと、二つあると思います。その視点がありません。どうかその礎を記していただけませんか。条例の設置目的にも記載せず、ここでも見直しを基軸とした流動的な学びのことだけ書かれてしまうこと、とても残念な思いです。 また、各地域でさまざまな取り組みをすることで、中央の生涯学習を削っていく動きがあります。であるならば、各地域の生涯学習が、どこに住んでいても情報が手にできる、受講できるしくみが必要です。そのことも明記されるよう求めます。	既存の生涯学習活動の見直しの考え方については、P21に記載のとおりです。 また、当ページに記載しているとおり、生涯学習がどこに住んでいても受講できるよう今後は、ICTを活用したオンライン型の学習機会を創出するなど、住民がより多くの学びの場に参加できるような仕組みづくりに努めてまいります。
25	P21 人材育成について、社会教育を通じて取り組んできたが成果は出なかったとし、センターと地域が連携することで発掘する、とありますが、どういう意味でしょうか。センターと地域が連携して、	計画書に記載のとおり、これまで行政は、社会教育を通じて人材育成に取り組んできましたが、必ずしも地域の課題解決に結びつけた成果を求めるものではありませんでした。

番号	意見等の概要（原文）	市の考え
	<p>何をして、発掘する、の「何をして」の部分がないように思います。連携するだけでは、新たな担い手は発掘できないので、何をするのか、その明記が必要ではないでしょうか。</p>	<p>そのため、センターと地域が連携することで、新たな担い手を発掘し、地域課題の解決に結びつけることのできる人材育成に取り組む考えとしております。</p> <p>ご意見として参考にさせていただきます。</p>
26	<p>P24 財源の確保の「民間資金の導入」とはどのような事例でしょうか。わかりにくいので説明を付け加えていただきたいです。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、P24を次のとおり修正しました。</p> <p>『地域の事業やイベント等における企業との提携・協働を通じた民間資金の導入検討など』</p>